

光化学スモッグへの対応

令和4年4月版

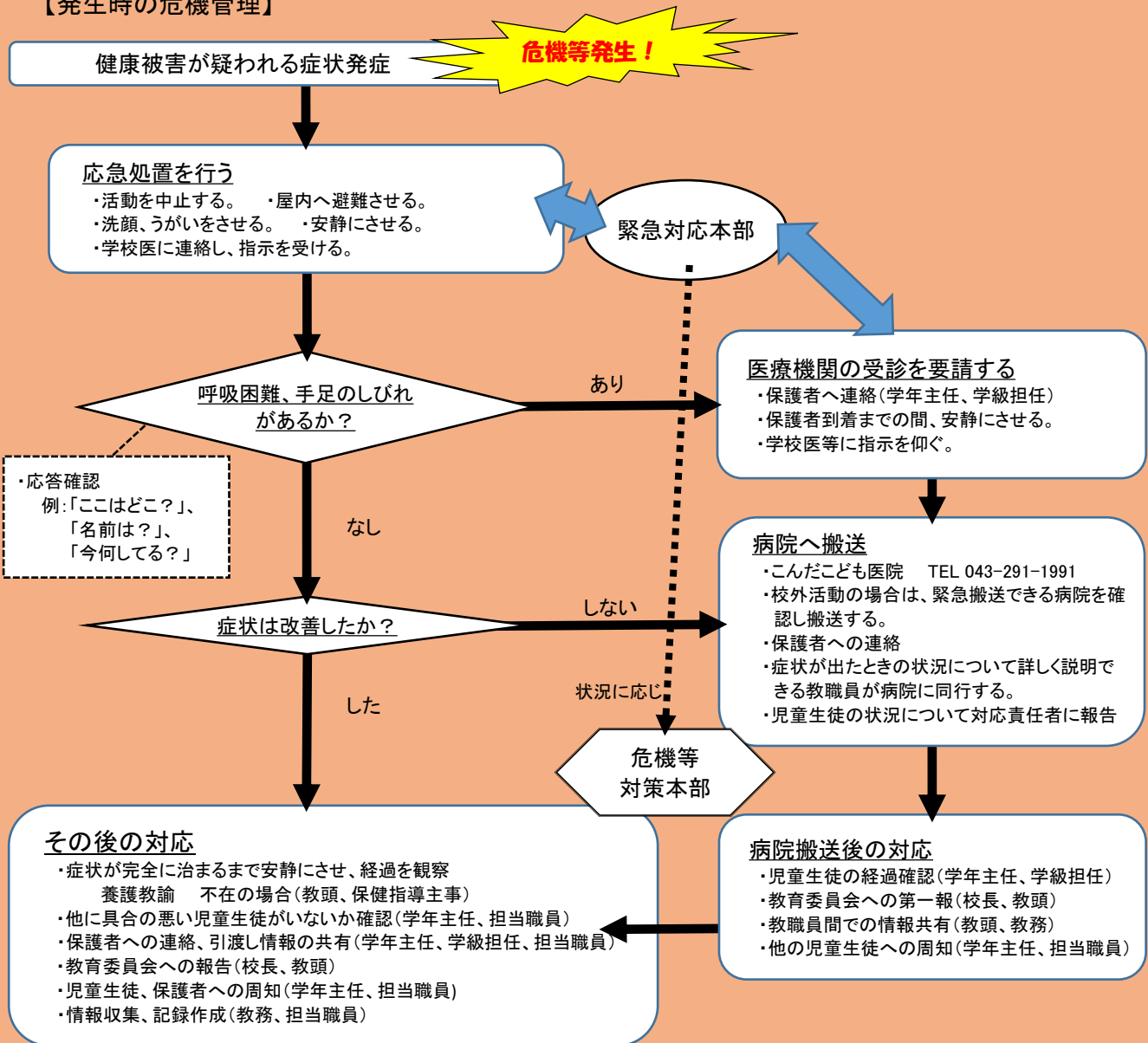
【対応方針】

- 学校における体制を整備し、発生しやすい気象条件の確認や発生等の情報の把握に努める。
- 発生時は、屋外活動や運動等を中止するなど、速やかに被害防止のための対策を行う。
- 健康被害が確認された場合、学校医の指導を受けるなどして、適切な回復処置を行う。

【事前の危機管理】

- 連絡方法の確保・確認
- 気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得 □ 保健指導の実施
- 応急手当に必要なものの準備 □ 授業や学校行事等の見直し(中止・計画変更等)
- 夏期休業中の体制整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機等対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教育委員会への報告
- 教職員間での情報共有 □ 保護者会の開催(被害が出た場合)
- 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映